

平成 29 年 9 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 小松 幹一郎

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より各都道府県看護行政担当部（課）あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：松井

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

(地 I 143)

平成 29 年 8 月 25 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室より本会宛に、標記事務連絡の周知方依頼がありました。

本件は、厚生労働省医政局長通知「医療計画について」の一部改正（平成 29 年 8 月 10 日付（日医発第 484 号(地 I 125)）の文書を持って送付済）の中で、「地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関および実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載すること」とされており、それに関する留意事項を示したものであります。

なお、特定行為研修の指定研修機関は現在 54 か所（29 都道府県）であり、平成 29 年 3 月末時点で特定行為研修を修了した看護師は 583 名とのことです。指定研修機関は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますようよろしくお願い申し上げます。